

総務教育常任委員会資料

(令和5年5月19日)

〔件名〕

- ・令和4年度ふるさと納税の実績について
【税務課】・・・2
- ・令和4年度時間外勤務実績及び今後の取組について
【人事企画課、職員支援課】・・・3
- ・令和4年度公用車事故の発生状況及び今後の事故防止の取組について
【職員支援課】・・・5
- ・令和4年度民間提案事業サポートデスクの実施状況について
【行財政改革推進課】・・・6
- ・鳥取県立人権ひろば21の指定管理者審査要項の概要について
【人権・同和対策課】・・・7
- ・令和5年度第1回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の開催結果について
【人権・同和対策課】・・・9

総 務 部

令和4年度ふるさと納税の実績について

令和5年5月19日
税 務 課

令和4年度ふるさと納税における鳥取県内の実績について、次のとおり報告します。

1 県及び県内市町村のふるさと納税受入れ実績

- 令和4年度の県単独のふるさと納税受入額は310,945千円（12,313件）で、過去最高となった令和3年度の受入額より約2割減となりましたが、市町村分が過去最高となっており、県全体のふるさと納税受入額は6,503,150千円（341,797件）で過去最高となりました。

<実績の分析結果>

- 県では、県全体での寄附額の拡大のため、県内市町村と連携して情報発信に取り組んでいます。
 - ・県のふるさと納税パンフレットに市町村の紹介を掲載するとともに、県外本部等において県及び市町村のふるさと納税パンフレットを配架しています。
 - ・各市町村の体験型の返礼品をまとめたサイトへのリンクを県ホームページに掲載してPRし、コロナ禍の移動制限等の緩和を踏まえて県内宿泊・体験型のお礼の品の開拓に注力しています。
- また、寄附金の使い道への関心も高まっており、特定の目的を寄附で応援する「クラウドファンディング」やふるさと納税の仕組みを活用してNPOや市民団体などの地域づくり団体を応援する寄附を募集し、寄附者の共感を得られる事業（※）を令和4年9月に開始しました。※持続可能な地域づくり団体支援事業（ギフ鳥）〔事業担当課：県民参画協働課〕
- 引き続き、鳥取県を応援し寄附をしてくださる方が増えるよう、また、寄附を契機に訪れる方が増えるよう、鳥取の魅力発信に努めます。

年度	県全体		県		市町村	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成27年度	200,465件	3,438,008千円	14,448件	360,699千円	186,017件	3,077,309千円
28年度	186,379件	3,493,142千円	9,633件	211,529千円	176,746件	3,281,613千円
29年度	181,967件	3,558,941千円	9,152件	205,629千円	172,815件	3,353,312千円
30年度	214,347件	3,907,694千円	9,214件	192,979千円	205,133件	3,714,715千円
令和元年度	315,309件	5,285,663千円	12,657件	272,189千円	302,652件	5,013,474千円
2年度	262,575件	4,791,224千円	13,939件	345,301千円	248,636件	4,445,923千円
3年度	307,308件	5,853,677千円	16,539件	397,285千円	290,769件	5,456,392千円
4年度	341,797件	6,503,150千円	12,313件	310,945千円	329,484件	6,192,205千円
前年度比	111.2%	111.1%	74.4%	78.3%	113.3%	113.5%

受入額の多い県内市町村

<令和4年度>

- 第1位 米子市（103,047件、1,373,978千円）
- 第2位 鳥取市（28,943件、901,927千円）
- 第3位 北栄町（43,833件、810,119千円）
- 第4位 江府町（29,108件、587,245千円）
- 第5位 倉吉市（18,222件、512,161千円）

<令和3年度>

- 第1位 米子市（82,994件、1,215,350千円）
- 第2位 北栄町（43,437件、753,076千円）
- 第3位 鳥取市（26,936件、603,468千円）
- 第4位 大山町（30,472件、503,964千円）
- 第5位 江府町（19,424件、480,147千円）

2 県分のふるさと納税の主な使い道

寄附者の使い道の選択に基づいて、鳥取県こども未来基金、新型コロナウイルス感染症対策、自然環境保全、障がい者支援、文化・観光振興などの県の取組に活用しました。

《寄附の多い使い道》

- ① 鳥取県こども未来基金（寄附件数3,874件、106,830千円） ※寄附金額の34.4%
- ② 新型コロナウイルス感染症対策（寄附件数3,153件、77,876千円） ※寄附金額の25.0%
- ③ 自然環境の保全等に関する事業（寄附件数1,495件、37,010千円） ※寄附金額の11.9%

令和4年度時間外勤務実績及び今後の取組について

令和5年5月19日
人事企画課
職員支援課

令和4年度時間外勤務実績及び今後の取組について、次のとおり報告します。

1 令和4年度時間外勤務実績

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策や県内での鳥インフルエンザ発生に伴う防疫業務等の影響もあり、時間外勤務実績は前年度比で増加した。

(1) 総時間数

区 分	全体実績			新型コロナ対応等 ^注 を除いた実績		
	R4年度	R3年度	対前年度	R4年度	R3年度	対前年度
総時間数	514,700 時間	442,069 時間	116.4%	348,662 時間	316,590 時間	110.1%
職員一人あたり月平均時間	17.4時間	15.5時間	112.3%	11.8時間	11.1時間	106.3%

注) 令和4年度：新型コロナウイルス感染症対策 + 鳥インフルエンザ防疫業務
令和3年度：新型コロナウイルス感染症対策 + 豪雨対応業務

(2) 一定時間を超える職員数

区 分	全体実績			新型コロナ対応等を除いた実績		
	R4年度	R3年度	対前年度	R4年度	R3年度	対前年度
45時間超/月の職員数(延べ数)	2,814人	2,185人	128.8%	1,397人	959人	145.7%
うち100時間以上/月	272人	227人	119.8%	48人	50人	96.0%
360時間超/年の職員数(実数)	467人	333人	140.2%	239人	162人	147.5%
うち720時間超/年	72人	48人	150.0%	18人	6人	300.0%

(3) 新型コロナ対応等に係る負担軽減のために講じた主な対策

職員一人あたりの時間外勤務が増大しないよう随時、応援体制を拡充し、また、外部委託等による業務負担軽減を行った。

《新型コロナ対応》

- ・ 応援体制の拡充

令和3年度第6波時：300人規模 ⇒ 令和4年度第7波・第8波時：400人規模＋外部委託

- ・ 外部委託等の導入

- ① 外部委託化 …… 健康観察業務、疫学調査業務、宿泊療養運営の一部
- ② デジタル活用 …… 電子申請システム導入、HER-SYS 確認作業の自動化

【参考】

新型コロナウイルス対応に従事した職員一人あたり平均時間数は外部委託等により同程度で推移
令和3年度(令和4年1月)：20.8時間/月(対応職員数延べ810人)
令和4年度(令和4年8月)：20.5時間/月(対応職員数延べ1,503人) ※時間外ピーク月の比較

《鳥インフルエンザ防疫業務》

- ・ 外部委託の導入 …… 農場内での家きん運搬、焼却炉への投入作業

2 今後の取組

引き続き、職員一人ひとりの勤務時間管理を適切に行って時間外勤務の縮減に取り組み、また、災害等緊急対応が生じた場合においても、一部の所属や職員に負担が集中しないよう業務の平準化や応援体制の充実に努める。

(1) 時間外縮減目標の設定及び管理の徹底

- 取組方針

- ①時間外勤務の上限時間（原則として月 45 時間以内、年 360 時間以内）の遵守
- ②時間外勤務時間数の縮減（令和 2 年度実績水準を目標）

- 具体的な取組

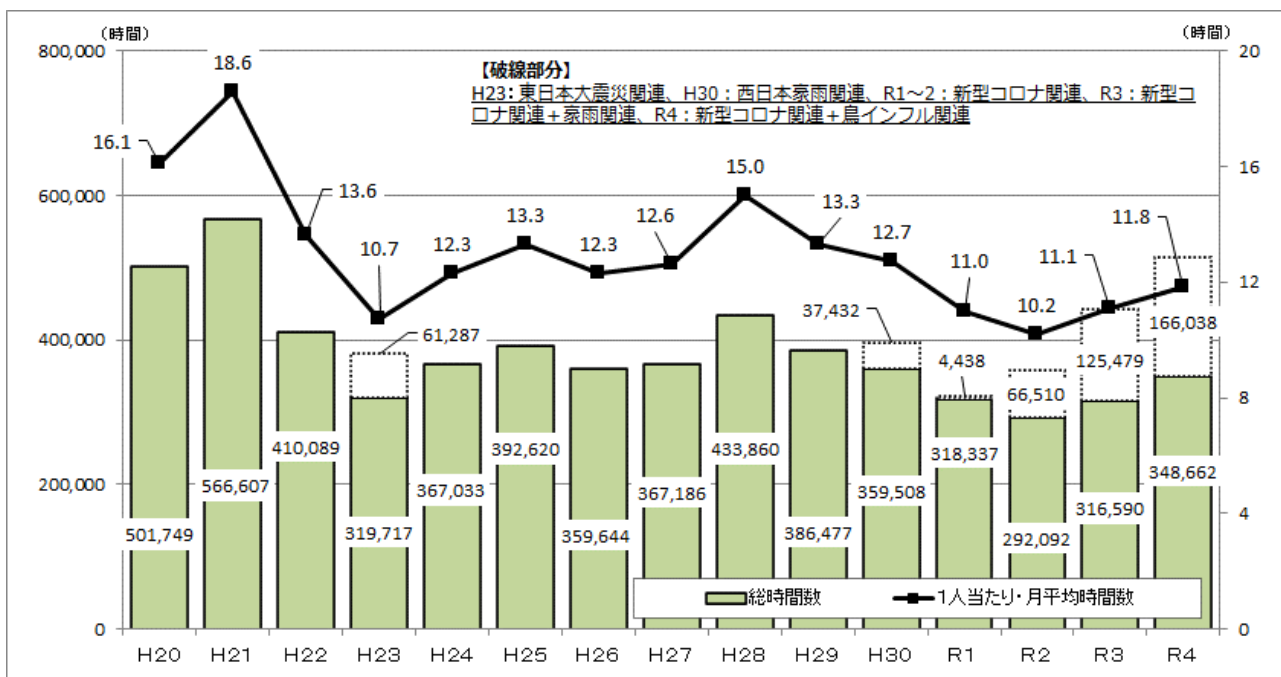
各部局において数値目標を設定し、目標達成に向けて時間外勤務の適正な管理を実施する。

- ①時間外勤務の事前申請／承認の徹底
- ②週休日・祝日の勤務日振替活用の徹底

(2) その他

子育て世代の職員等の働き方のニーズや、コロナ禍での在宅勤務制度等の利用実態などを踏まえ、時間を有効利用し、効率的に仕事ができる働き方の検討を行う。

[参考] 鳥取県における時間外勤務実績の推移



令和4年度公用車事故の発生状況及び今後の事故防止の取組について

令和5年5月19日
職員支援課

令和4年度の公用車による交通事故の発生状況及び今年度の公用車事故防止の取組について、次のとおり報告します。

1 令和4年度公用車事故の発生状況（企業局、病院局、警察本部が管理する公用車を除く。）

（1）発生件数及び損害賠償金

令和4年度の交通事故の発生件数は前年度と比べ減少した。

年度	相手方への損害賠償がある事故の件数（a）	自損事故等の件数（b）	発生件数合計（a）+（b）	相手方へ支払った損害賠償金
R4	12件	31件	43件	1,552,410円
R3	13件	42件	55件	1,998,802円
R2	5件	34件	39件	605,297円
R1	11件	32件	43件	1,675,633円

※令和5年4月末現在で判明している件数及び金額

（2）発生場所・事故原因

発生場所は、駐車場等（施設敷地内を含む。）での事故（16件/43件）と、一般道路での事故（15件/43件）の2つが全体の約7割を占めた。

事故原因は、走行中の不注視等によるものが、全体の約5割（21件/43件）を占め、具体的には道路上等での方向転換時などに周辺の安全確認が不十分だったことが主な原因となっている。

【発生場所】

年度	一般道路	交差点	駐車場等	その他	合計
R4	15（35%）	4（9%）	16（37%）	8（19%）	43件
R3	29（53%）	1（2%）	20（36%）	5（9%）	55件
R2	17（44%）	0（0%）	19（49%）	3（7%）	39件
R1	18（42%）	3（7%）	22（51%）	0（0%）	43件

【事故原因】

年度	発進・後退時の不注視等	走行中の不注視等	道路等周辺の状況確認不足	路面状況等	相手方の過失（100%）	合計
R4	18（42%）	21（49%）	4（9%）	0（0%）	0（0%）	43件
R3	31（56%）	22（40%）	1（2%）	1（2%）	0（0%）	55件
R2	20（51%）	15（38%）	1（3%）	2（5%）	1（3%）	39件
R1	21（49%）	19（44%）	0（0%）	0（0%）	3（7%）	43件

2 今後の事故防止の取組

（1）原因分析及び対策の検討・実施

- ・これまでの事例などを踏まえ、衛生委員会で公用車事故防止の対策を検討する。
- ・ドライブレコーダーの映像を活用し、原因分析のための詳細な調査を行い再発防止の取組に反映させる。（職員の勤務状況や運転技術との関連等）

（2）交通事故（公務外の事故を含む。）を起こした職員への対応

- ・事故の程度に応じて研修等を受講させる。（違反者講習、運転適性検査に基づく指導等）
- ・事故の程度に応じて一定期間公用車の運転を禁止。（7日間、15日間、1か月）

（3）意識啓発

- ・事故発生状況を職員に周知し、再発防止の注意喚起を行う。（事故が発生した都度実施）
- ・同乗者による安全誘導や公共交通機関の利用など事故防止のためにとるべき行動・取組を徹底する。

令和4年度民間提案事業サポートデスクの実施状況について

令和5年5月19日
行財政改革推進課

民間事業者等（企業、NPO、大学等）と行政が互いの資源やノウハウを生かした「協働連携」による取組を一層推進するため、民間事業者等からの提案・相談を受け付けるワンストップ窓口として設置した「民間提案事業サポートデスク」について、令和4年度の実施状況を報告します。

1 提案・相談への対応状況（令和5年3月31日現在）

受付年度	令和4年度	令和3年度
対応状況		
提案・相談受付件数	24件	32件
提案実現（一部含む）	3件	11件（※7件）
対応中・調整中	8件	5件
実現せず・取下げ等	13件	16件

※令和3年度に受け付けたもののうち、7件については令和4年度中に実現に至った。

2 提案が実現した主な事例

(1) みなとさかい交流館2階展示ホールの民間による有効活用

みなとさかい交流館利活用検討会を設置して検討し、水木しげるロードと一体となった賑わい創出を図る取組を公募した結果、令和4年7月に(株)妖怪企画がお化け屋敷や迷路、スタンプラリー、宝探しなどの要素を備える「鬼太郎妖怪倉庫第三章」をオープンし、みなとさかい交流館周辺の賑わい創出に繋がっている。

(2) 県施設での透明ディスプレイの実証実験を通じた事業化

(株)ジャパンディスプレイが開発した透明ディスプレイと言語（音声）を文字変換しディスプレイに表示させるアプリを使用し、きこえない・きこえにくい方との意思疎通を容易にさせる実証実験を県庁総合受付や聴覚障がい者センターなどで実施した結果、有効性が認められたため、令和4年度9月補正予算により事業化した。（県内18施設に設置）

(3) 農業・農村の振興に関するパートナーシップ協定の締結等

- 令和4年9月に(株)読売新聞大阪本社、日本海テレビジョン放送(株)、鳥取県の3者において、農業・農村の振興に関するパートナーシップ協定を締結した。
- パートナーシップ協定の締結に先立ち、同年7月に東京ドームで開催された巨人軍主催試合を県が「とっとりデー」として初協賛し、県産品や観光情報のPRを読売新聞と連携して行った。
- 令和4年12月に読売旅行が主催の「とっとりジビエ体験ツアー」を実施、令和5年1月に「農山村を支える新たな力」をテーマとした読売新聞・日本海テレビ主催の全国配信のオンラインシンポジウムを開催し、都市と農山村の交流人口拡大や農山村の課題解決に向けた機運醸成に繋がっている。

3 鳥取県協働連携会議の開催状況

サポートデスクにおける対応状況の検証や事業のブラッシュアップを目的として、鳥取県協働連携会議に対応状況を報告して有識者の意見を聴取しており、令和4年度は3回開催した。（第1回会議（R4.7.8）、第2回会議（R4.10.27）、第3回会議（R5.3.22））

<委員からの主な意見と対応状況>

（主な意見）透明ディスプレイは教育現場にも設置してはどうか。市町村へ普及についてはどう考えるか。

（対応状況）まずは鳥取聾学校に設置し、活用状況を踏まえ今後の拡大等を検討する。また、市町村貸出用2台を県で整備した。

（主な意見）情報発信に当たっては、提案側の参考となるよう実現した協働事例の拡充を図ってはどうか。

（対応状況）課HPに掲載していた協働事例を4件から16件に増やすとともに、一覧表を作成し網羅的に事例を掲載することにより、情報発信の充実を図った。

4 制度の周知・活用促進のための取組

○県ホームページ・チラシのリニューアル

県ホームページのリニューアル（鳥取県協働連携ガイドラインの専用ページ作成、協働事例の拡充等）、チラシのリニューアル（「県課題提示型」の追記やデザイン一新）、SNSによる周知等を実施した。

○サポートデスク提案企業のウェブサービスの活用

官民連携に関心の高い全国の民間事業者に自治体情報を発信するウェブサービス「ローカルハブ」の活用を提案を受けて本サポートデスクの情報を掲載し、これを通じた提案が寄せられた。

○「県課題提示型」テーマへの募集開始

従来の政策分野を問わず県と連携して行う提案を募集する「民間提案型」に加え、県が提示する行政課題の解決に資する提案やアイデアを求める「県課題提示型」を令和4年10月から開始した。

（令和4年度県課題提示型募集テーマ）鳥取砂丘月面化プロジェクト、県有未利用財産の利活用の促進
なお、協働連携に対する庁内の理解促進と機運醸成を図るとともに、提案を求める県課題の拡充につなげることを目的として、令和5年度は庁内向けセミナーの開催を予定している。

鳥取県立人権ひろば21の指定管理者審査要項の概要について

令和5年5月19日

人権・同和対策課

令和6年度から鳥取県立人権ひろば21の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することを報告します。なお、審査要項は、令和5年4月27日（木）に開催した鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）での審査を踏まえて決定しました。

1 指名団体とその理由

公益社団法人鳥取県人権文化センター（平成18年度から令和5年度までの指定管理者）

（指名理由）

鳥取県立人権ひろば21は、県の人権啓発施設であり、県の人権推進施策に沿った中立・公平な運営が求められるため、人権分野を幅広く、偏りなく調査研究・普及啓発する能力がある団体に管理させたい。

また、令和4年11月10日に開催した審査・運営評価委員会において指名指定の継続は適切であり、施設の管理運営状況については△2～2の5段階評価のうち「1：協定書の内容を上回るレベルで実施されており、優れた管理運営状況がなされている」との評価がなされた。

2 指定管理者が行う業務

（1）業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 利用者への措置命令等に関する業務
- ウ その他管理運営に関する業務
- エ 人権ライブラリーの運営に関する業務
- オ 交流スペースの利活用に関する業務

（2）管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- イ 施設の利用の制限は、鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。
- ウ 関係法令を遵守し、事務を行う。

（3）管理上の条件等

- ア 館長相当職を1名配置すること。
- イ 受付業務には常時1名以上配置すること。

3 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額45,030,000円（消費税及び地方消費税の額4,093,636円を含む）を上限として、指定管理料を支払う。

なお、急激な物価上昇に対応するため、審査時の指定管理料には燃料・光熱水費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

各年度の剰余金を県に返還後、剰余金相当額から複数年契約導入による節減額その他経営努力によらない額を控除した額を目途に県と指定管理者が協議して定めた額の範囲内で、指定管理者が設ける基金（公益目的の事業及び受託管理施設の管理に要する経費に限り取り崩すことができる基金をいう。）に積み立てるための補助金として交付する。

4 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

5 スケジュール

- | | |
|------------------------|------------------------|
| (1) 審査要項の送付 | 令和5年5月 |
| (2) 書類の提出期限 | 令和5年7月中旬頃 |
| (3) 審査・運営評価委員会（候補者の審査） | 令和5年8月上旬頃 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 令和5年8月上旬頃 |
| (5) 指定管理者の指定 | 令和5年10月下旬（議会の議決を経て行う。） |

6 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査・運営評価委員会を設置し、審査基準に基づいて総合的に評価して審査を行う。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、施設有識者、公募委員、総務部人権局長〔計5名〕

(3) 審査基準

審査基準	審査項目	配点
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 ・施設の設置目的の理解 ・管理運営の方針 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格	なし (必須)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (事業の運営方針、サービス向上策、利用促進策等) ○管理の基準 ・開館時間、休館日 ・個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持・衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置 ○利用者等の要望の把握	60点
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画の妥当性 ○経費の節減に対する取組	20点
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人の社会的責任の遂行状況 ・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業の認定等 ・ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 ・あいサポート企業等の認定等 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	20点

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

・県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を公表する。

令和5年度第1回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の開催結果について

令和5年5月19日
人権・同和対策課

令和4年2月に改訂した「鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）」に係る具体的な施策の推進や施策評価（フォローアップ）等について、「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」を開催し意見交換を行いましたので、その結果について報告します。

1 令和5年度第1回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（※）の概要 ※条例に基づく附属機関

(1) 期 日 令和5年5月11日（木）13：15～15：25

(2) 出席者 委員23名／26名（欠席の委員も含めて事前に意見等を取りまとめた。）

(3) 協議事項

- 「鳥取県人権施策基本方針第4次改訂」に係る具体的な施策の令和4年度評価及び令和5年度事業の計画について御意見を各委員から伺った。

(4) 委員からの主な意見

番号	分野	意見等
①	人権啓発	カラーユニバーサルデザインが、まだ十分に広がりを見せていない。もう少し出前授業をふやして欲しい。
②	ビジネスと人権	<ul style="list-style-type: none"> ・パワハラ、セクハラの加害者はこれが人権侵害に当たるんだというような意識が少なく、やはり啓発活動等が重要になってくる。 ・職場のメンタルヘルス、ハラスメント対策としては、人権意識を高めていくために、まず研修を行うということが大事。 ・県が作った資料の中にも使えるものがある。もっと周知をしたらどうか。
③	デジタルと人権	学校でのインターネットを介したいじめ問題については、リテラシーの部分での理解不足がある。情報リテラシーをきっちりと伝えていくことが必要。継続あるのみ。
④	同和問題（部落差別）	部落差別については、学校教育の積み上げの充実もあり、正しく受けとめている学生が非常に多いと感じる。
⑤	男女共同参画	男性の価値観を変化させていくのは結構難しい。子育てを夫婦で経験できる機会とか場所をつくっていく必要がある。
⑥	障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発のためのフォーラムについては、我が事としてできるだけ多くの人に見ていただきたい。 ・障がい者のための避難場所は確保してあるが、被害が大きくなったときに、そこまで連れていけるのかという不安はある。
⑦	子どもの人権	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の傾向が以前と比べて大分変わり、理由が様々になってきており、学び方を少し多様化していかないと、対応していくことができないのではないかと。 ・不登校の課題解決は、単に学びの提供だけでなく、子どもたちが将来的に自立を果たしていけるかどうかというところまで、追っていく必要がある。不登校と引きこもりの一体化した対応ができないかと。
⑧	障がいのある人及び高齢者	特別支援学校卒業の方が社会に出たときに、財産管理や病院に入退院する場合の手続など、そうした代理行為を誰がするのが一つの課題。
⑨	外国人	外国人は人数が少なく誰が相談したか特定されやすいため、人権に関しては、守秘義務に重きを置く支援が必要。
⑩	感染症等の病気	がん教育について、今働き盛りで働きながらがんを抱える患者さんが多く、学校とともに企業に対しても教育普及啓発が必要。

⑪	犯罪被害者	市町村の犯罪被害者の支援条例制定の広がりに伴って、支援の相談に来られる方や支援活動が増えてきており、しっかりとした支援が必要。
⑫	性的マイノリティ	性的マイノリティについては、子どもたちはとても理解が早い、大人は難しい、わからないという意見になりがち。職場の新入職員研修とかに、この性的マイノリティを取り入れて欲しい。

(5) 報告事項

- ア 人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について
- イ 令和4年度差別事象検討小委員会の概要について
- ウ 令和4年度デジタルメディアリテラシー事業について

参考1：人権施策基本方針の概要

(1) 位置付け

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき策定する人権施策の基本となる方針。県の新たな計画策定や計画の改訂の際には、この基本方針を踏まえて人権尊重の視点を一層盛り込むこととし、各種計画に基づく施策は、この基本方針との整合性に留意することにより、人権施策を総合的に推進するもの。

(2) 経緯

平成8年7月	鳥取県人権尊重の社会づくり条例	制定	(全国の都道府県で初)
平成9年4月	鳥取県人権施策基本方針	策定	
平成16年3月	〃	第1次改訂	
平成22年11月	〃	第2次改訂	
平成28年9月	〃	第3次改訂	
令和4年2月	〃	第4次改訂	

参考2：第4次改訂のポイント

基本理念に基づき、①条例改正に伴う見直しのほか、②人権意識調査結果の反映、③社会情勢の変化に伴う課題や法制度の整備等への対応を踏まえて必要な改訂を行う。

<p><基本理念> 「お互いの人権が尊重され誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会」の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築 ・人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚 ・すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

(1) 条例改正に基づく構成の見直し

- 第3章 (新) 差別実態の解消に向けた施策
- 第4章 (新) 相談支援体制の充実
- 第5章 (新) 人権施策の推進に資する調査
- 第6章 (新) 共通して取り組む重要施策

(参考：第1章 基本的な考え方、第2章 人権教育・人権啓発の推進、第7章 分野別施策の推進、第8章 人権施策の推進体制)

(2) 社会情勢の変化

法制度の整備、インターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、複雑化・多様化する人権問題への対応を盛り込んだ。

(3) 鳥取県人権意識調査の結果の反映

鳥取県人権意識調査（令和2年5月）の結果で明らかになった、県民の人権に関する認識や差別実態による課題を抽出し、施策の基本的方向などに反映させた。